

答 申 情 第 4 5 号  
平成27年4月15日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 佐 伯 彰 洋  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年10月23日付け児福第1208号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

捜査関係事項照会書，捜査関係事項の照会について（回答）の公文書一部公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第71号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成26年5月1日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、警察、検察からの照会文書及びその回答文書の公開を請求した。

(2) 実施機関は、当該請求に係る公文書として「捜査関係事項照会書」及び「捜査関係事項の照会について（回答）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、本件公文書のうち、個人の特定や個人のプライバシーの侵害に繋がる部分の公開をせず、その他の部分を公開するとの公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年6月13日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第7条第1号に該当

個人の氏名、生年月日、住所、照会警察署名及び連絡先、担当職員名については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 異議申立人は、平成26年6月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消し（個人の氏名、生年月日及び住所を非公開とした部分を除く。）を求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

公文書一部公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書は、警察からの照会書を受領し、それに対して実施機関が回答できると判断した範囲内で作成したものである。

イ 捜査関係事項照会書には、個人の氏名、生年月日、住所、照会警察署名及び連絡先、担当職員名についての記載がある。また、捜査関係事項照会について（回答）にも、照会警察署名及び連絡先、担当職員名について記載している。

## (2) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書のうち、照会警察署名及び連絡先、担当職員名については、照会元の警察署名、連絡先や担当者名から、本人の居住地や生活圏が推定され、ひいては個人の特定につながる可能性を排除しきれないため、条例第7条第1号の「個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないもの」に該当する。

本件公文書の情報は個人の機微に関する情報であり、個人が特定された場合に生じる被害は甚大であって、本人や家庭にとって予期せぬ結果をもたらすことは否定できない。実施機関との信頼関係が崩れて必要な支援が不可能になることも懸念される。

よって、照会警察署名及び連絡先、担当職員名についても非公開とすべきである。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第1項に該当しない（本件処分のうち個人の氏名、生年月日、住所を非公開とした部分を除く。）。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

本件公文書の捜査関係事項照会書には、照会事項（療育手帳の発行を受けている被疑者の氏名、生年月日及び住所が含まれる。）のほか、照会者の職及び氏名、照会警察署の所在地、連絡先、担当職員名についての記載がある。また、捜査関係事項照会について（回答）は、回答事項（療育手帳制度の説明等）のほか、回答先の職及び氏名

等が記載されていることが認められる。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 異議申立人は、個人の氏名、生年月日及び住所を除き公開すべきであると主張し、これに対し、実施機関は、照会者の職、氏名等照会者である警察署名が分かる情報を公開すると、個人の特定に繋がるおそれがあり、本件公文書の情報は個人の機微に関する情報であり、個人が特定された場合に生じる被害は甚大であって、本人や家庭にとって予期せぬ結果をもたらすことは否定できないと主張するので、この点について検討する。

イ 本件公文書の照会者である警察署は、照会に係る被疑事件が発生した地域を所管している警察署であると考えられる。そうすると、上記アの警察署名が分かる情報を公開すると、被疑者の居住地や生活圏が推定され、ひいては個人の特定につながる可能性が否定できない。犯罪に関する情報は、個人の機微に関する情報であり、個人が識別された場合における権利利益の侵害が重大なものであると考えられるため、上記アの警察署名が分かる情報は条例第7条第1号に該当すると判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年10月23日 諮問（諮問情第71号）

11月21日 実施機関からの理由説明書の提出

平成27年 1月22日 実施機関の職員の理由説明（平成26年度第9回会議）

3月 3日 審議（平成26年度第10回会議）

4月15日 審議（平成27年度第1回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）